

鳩中だより

川口市立鳩ヶ谷中学校

〒334-0002 川口市鳩ヶ谷本町4-8-5

TEL:048-281-1010 FAX:048-282-6631

H.P. https://hatogaya-j-kawaguchi-saitama.edumap.jp

学校教育目標:志高く!主体的に学び他者と協働する生徒の育成(知) 優しい心と豊かな感受性をもった生徒の育成(徳) 健康で安全な生活を自主的に営む生徒の育成(体) 生徒数 1年生169名 2年生144名 3年生201名 合計514名 令和6年 5月1日発行: 5月・

伝統という襷を感謝と責任をもって受け継ぐ

校 長 佐久間 章匡

ハナミズキの時期が終わり、新緑が目に眩しく、清々しい季節となりました。新しい仲間との学校生活が始まり約1ヵ月が経過し、校舎内では鳩中生の元気な声とたくさんの笑顔が溢れています。しかしながら、この新しい環境や仲間との生活に慣れるため、子どもたちは少なからずストレスを抱え、自分なりに対処し、ひと月が経過したものと推察します。大人にとっても新しい環境に慣れるためには時間が必要な中、子どもたちはとてもよく頑張っています。この連休中は部活動に打ち込むことのほか、休日などの時間のある時にしかできない趣味に没頭するなど、心身のリフレッシュを図り、スムースに学校生活へ戻れるよう、規則正しい生活を送りながら調整してほしいと思っています。

さて、4月26日(金)に令和6年度鳩ヶ谷中学校離任式を執り行いました。これまで鳩ヶ谷中学校を支え、子どもたちの健やかな成長のために心血を注いでくださった教職員との正式なお別れの日です。これまでのご活躍に敬意を表し、去られた先生方をご紹介いたします。飯田美穂先生。本校で8年間勤務され、特別支援学級の担任、また主任、陸上部顧問としてご活躍いただきました。白石智也先生。本校で7年間勤務され、数学科担当、演劇部・サッカー部顧問としてご活躍いただきました。高橋周平先生。本校で6年間勤務され、教科は



数学科、卓球部の顧問としてご活躍いただきました。磯奈保子先生。2年間勤務され、特別支援学級担任、また華道部の顧問としてご活躍いただきました。浅野成海先生。本校で2年間勤務され、教科は英語科、陸上部・女子バスケ部の顧問としてご活躍いただきました。山口華穂先生。本校で2年間勤務され、教科は理科、吹奏楽部の顧問としてご活躍いただきました。市來美佳先生。本校で約2年間勤務され、教科は理科、吹奏楽部の顧問としてご活躍いただきました。中澤桃先生。本校で約5か月間、特別支援学級担任としてご活躍いただきました。泉名千鶴子先生。本校で1年間勤務され、教科は国語科、華道部の顧問としてご活躍いただきました。泉名千鶴子先生。本校で1年間勤務され、教科は国語科、華道部の顧問としてご活躍いただきました。佐藤恵子先生。本校で1年間勤務され、初任者指導教員としてご活躍いただきました。借藤・正として勤務され、安全で安心できる給食を提供してくれました。山本由紀さん。本校で5年間栄養士として勤務され、安全で安心できる給食を提供してくれました。山本由紀さん。本校で7年間勤務され、学校事務を滞りなく進め、学校を陰で支えてくださいました。篠塚秀雄さん。本校で約4年間校務員として勤務され、校舎内外の施設設備を整え、安心・安全な環境づくりをしていただきました。青木 幸乃さん。本校で3年間勤務され、本屋さんのような図書室づくりを行っていただきました。ブレイクスリー直子さん。本校で1年間サポート相談員として勤務され、相談室を利用する生徒を毎日素敵な笑顔で迎えてくれました。岡田松一カウンセラー。本校で1年間スクールカウンセラーとして勤務され、子どもたちをはじめ保護者の方に対し、専門的な立場からのご助言をいただきました。

それぞれの方々が残してくれた、教えてくれた、築き上げてくれたことを今後の教育活動に活かし、伝統を継承しつつも新しい鳩ヶ谷中学校を創っていくことをこの場をお借りしてお誓い申し上げます。今まで本当にありがとうございました。ご活躍いただいた皆様のお耳に鳩ヶ谷中学校の活躍が届きますよう、精一杯努力してまいります。どうぞ、安心して私たちにお任せください。

		5 月	の ∃	定	(Da):333
5/1	水	埼玉県学力学習状況調査(2年)中央委員会	17	金	通信陸上大会
2	木	授業参観・部活動保護者会 (6組修学旅行説明)	18	土	
3	金	憲法記念日	19	П	
4	土	みどりの日	20	月	
5	H	こどもの自	21	火	
6	月	振替休日	22	水	開校記念日 尿検査1次
7	火	全校朝礼 午後カット 部活なし	23	木	生徒総会56限 尿検査1次(予備日)
8	水	専門委員会 あいさつ運動 柔道着販売1年 埼玉県学力学習状況調査(1年)	24	金	英語検定 あいさつ運動
9	木	内科検診13:35~ 6組、2-3、2-4、3年 金曜授業(金曜日課)	25	土	
10	金	部活動停止期間~5/14 生徒集会 木123465 水上オンライン説明会	26	Ш	
11	土		27	月	
12	日	鳩ヶ谷地区ソフトボール大会	28	火	修学旅行
13	月	ふれあいデー	29	水	修学旅行
14	火	埼玉県学力学習状況調査(3年)	30	木	修学旅行
15	水	中間テスト	31	金	
16	木	通信陸上大会			

6/5 (水) 専門委員会 6/6 (木) 壮行会 6/7 (金) 交通安全教室 6/12 (水) ~14 (金) 水上自然教室(2年) 6/18 (火) ~学校総合体育大会 6/19(水) ~21 (金) 給食なし 6/27 (木) ・28 (金) 期末テスト

携帯電話·SNS 講演会 4/16(火)

保護者会と同日に、全校生徒および、希望される保護者の方を対象として本講演を開催しました。講演では、携帯電話やSNSに関係する様々な事例を含めてお話がありました。

本校では、本校生徒間でのLINEグループの作成をしないよう 指導しております。また、携帯電話等の使用上のルールをご家庭で 決めていただくことについても、お願いしております。その目的、 背景について学校だより裏面にも掲載したしました。ご理解、ご協 力のほどお願いいたします。



携帯電話·SNS講演会の様子

避難訓練 4/19(金)

授業中に地震が発生し、その後、給食室で火災が発生したことを想定して避難訓練を行いました。まず、緊急地震速報が流れるか、地震に気が付いた際には、即座に1次避難として「落ちてこない」「倒れない」「移動してこない」場所へ避難し、頭部を守ることについて指導いたしました。その後、余震を想定しながら火元を避けて、校庭に避難する中で、新入生も含めて避難経路の確認を行いました。

本校では、地域の「自治会」をはじめ、「川口市危機管理課」「消防局」「水道局」「地域の防災設備会社」などの関係諸機関と連携をして防災教育を行っております。発災時には、本校は避難所となります。そこで、子供たちに「自助」「共助」の力を育み、有事の際には、自らの命を守る力を発揮すると共に、避難所となった鳩ヶ谷中学校で、中学生が地域の力となることを目指し、指導しております。今年度も8月には「防災リーダー認定講習会(1年生)」12月には「地域合同防災訓練(2年生)」を実施して参ります。

「川口市保護者緊急情報メール」未登録の方はご登録ください

右の2次元バーコードを読み取り、空メールを送信した後の自動返信メールに記載されたURLから、登録ページやマイページにアクセスします。本校の学校IDは「z24959」 となります。未登録のご家庭につきましては、登録をお願いいたします。





携帯電話等のトラブルから子供を守るため(保護者の皆様へのお願い)

「教室での友達同士のちょっとしたトラブル」「家庭での兄弟喧嘩」の際、周りにいる大人が諫め、その過程で子供はコミュニケーションの取り方について学ぶ。日常的にある光景かと思います。同様に、LINEでのやりとりをはじめ、携帯電話等による様々なトラブルも日常的に発生し得ますが、これに対して、子供達はどのようにしてそのやり取りの過ちに気付き、学んでいけばよいのでしょうか。携帯電話等で起こるトラブルは、周りの大人に見えにくいという課題があります。

さて、「ペアレンタルコントロール」という言葉をご存知でしょうか?「ペアレンタル」とは「親としての」という意味の言葉で、「コントロール」は「管理する」という意味がありますが、「子供の持つスマホやパソコンの利用方法を、保護者が管理する機能」のことを示した言葉です。iPhone、Androidで設定の方法は違いますが、様々な設定を行うことができますので、是非とも行ってください。また、スマホの利用場所や時間制限、利用アプリを限定する、やりとりを確認するなど、家庭内のルールをつくり子供のスマホの利用を管理できるようにしてください。それにより、インターネットを通じた様々な犯罪、ネットいじめ等のトラブルからお子様を守ることができます。

また、お子様が「被害者」になるだけでなく、トラブルの「加害者」になることもあります。「まさか我が子が、そんな人を傷つけるメッセージを送っていたなんて!」このようなことが起こることもあります。中学生はコミュニケーション能力、語彙力、表現力、判断力、想像力、対人関係における経験値などトラブルを回避するための能力がまだ発達の途上です。自転車に乗り始めの子供が転倒事故を防ぐために、補助輪を付けるように、保護者の方がお子様の携帯電話利用の補助輪となり、メッセージのやりとりを確認し、「このメッセージの内容では相手を傷つけることになるよ。」と教える必要があるのです。「管理」と聞くと「お子様の自由を縛るもの」のように感じられるかもしれませんが、様々なトラブルから守るためにも、保護者の皆様のお力が必要不可欠です。今後とも、お子様の携帯電話の利用状況の管理、見守り、見届けをしていただきますようお願いいたします。

<本校で LINE グループ作成を禁止している背景と目的について>

<様々なトラブルの事例について>

- ◇LINE グループを作ることで、そのグループ内での仲間への誹謗中傷、仲間はずれが起こり、それがいじめに発展している事例がある。
- ◇LINE は画像や写真を送りやすいツールである。グループにより、写真等が不特定多数に拡散しやすく、その中で、 悪意のある画像や悪意を持って加工した画像等が広がり、トラブルに発展した事例がある。
- ◇嫌がらせとして「グループを退会させる」という事例があり、それがいじめへと発展することがある。
- ◇部活動でのグループ、クラスでのグループにおいては、大人数でのグループとなる。そうなると、たくさんの通知が来ることになり、メッセージを返せず「既読スルーしている」などと言われ、いじめへと発展した事例がある。また、ちょっとしたやり取りが誤解を招きトラブルにつながることがある。

上記のようなトラブルは数あるトラブルの一部です。コミュニケーション能力や判断力、表現力の発達が途上である小中学生の間では、このようなトラブルが必ず発生します。しかし、トラブルの発生や防止については、学校では把握することは不可能であるだけでなく、保護者の方においてもその把握や予防が困難です。携帯電話、SNSでのトラブルは極めて発見が難しいです。さらに、一旦発生するとその解消は困難を極めます。

そのため、これらのことから子供達を守るために鳩ヶ谷中学校では LINE グループの形成を禁止しています。消極的な方策ではありますが、実際に SNS に関わるトラブルやいじめは、川口市内の他小中学校と比較すると、その数は少ないと言えます。

中学生の発達段階においては、子供達は顔を合わせて対話し合い、様々なコミュニケーションにおけるトラブルも経験しながら、学んでいく必要があると考えています。どうぞ、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

まさか!? 知らなかった! では すまされない

携帯電話、SNS、ネットの利用に関する問題・トラブル

① SNS等のトラブル

言葉の行き違いや冗談の書き込みから 誤解が生じ、友人関係が悪化したり、いじめに 繋がったりすることがあります。

→相手の気持ちを考えてコミュニケーションを取るように教えてください。説明しただけでは、子供は理解することが困難です。実際に送ったメッセージを見て教えることが効果的です。子供の投稿でよくないものを見つけたら、保護者の方が正しく諫めることも必要です。トラブル解消への道筋を示してあげてください。トラブルの対応を正しくおこなうことで、被害は小さくすみます。

3ネット依存

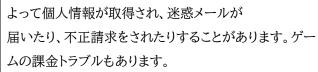
ゲームやインターネット上の コンテンツの閲覧、SNS 等でのやりとりに、

やめられなくなるほど依存してしまい、日常生活に支障 をきたしてしまうことがあります。

→親子のコミュニケーションやスポーツ・文化の体験活動の機会も大切にしてください。昔は放っておいても自然の中で友達同士や異年齢集団で遊ぶ活動の中で様々なことを学ぶ機会を得ていました。しかし、今や近くの公園でボール遊びもできない時代になりました。子供は公園に行っても一日中、携帯電話・ゲーム機ばかりを操作して過ごしていた…なんということもあります。

2ネット被害

悪質なウェブサイトやアプリに



→ウェブサイトの利用に関しては、明確なルールや 取り決めが必要です。これは、保護者の管理下での 利用が不可欠です。またウェブサイト上での個人情 報の入力や顔写真の投稿を行わないようにさせる必 要があります。SNS でのやりとりも同様です。また、 閲覧しているサイトが信用できるサイトが判断する 力が必要になりますが、保護者の方が見守りながら 教えていく必要があります。

4 見知らぬ人との出会い

インターネット上には、性別や

年齢を偽って近づいてくる人もいます。

悪質なものも多く、性被害、デジタルタトゥーなどの被害 に繋がることもあります。

→インターネットで知り合った人に個人情報を教えたり、直接会ったりすることの危険性を伝えてください。取り返しのつかないことになってしまうことがあります。自分や友達の画像を、見知らぬ他人に送ってしまったことで、インターネット上に一度広がってしまうと、その全てを消去することは不可能です。「ごめんなさい。」「まさか、そんなことになるとは…」では、すまないこともあります。

平成 30 年 2 月に「青少年インターネット環境整備法」が施行され、「保護者の責務」についての条文には「インターネットの利用の状況を適切に把握すること」や「インターネットの利用を適切に管理し、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めること」等の内容が記載されています。

携帯電話、インターネットは本来、正しく使えばとても便利な道具です。何か調べたいことがあるときに、携帯電話でさっと検索し、必要な情報を収集することができます。学習のツールとしてもコミュニケーションのツールとしても非常に便利な道具だといえます。学校でも、その便利さを伝えるとともに、そこに潜む危険を子供達に知らせ、効果的に活用させられるよう指導して参ります。ご家庭でもお子様への指導、よろしくお願いいたします。